

令和元年12月25日

三重県議会議長 中嶋年規 様

会派名 草の根運動いが

会派代表者 稲森稔尚

質問者 稲森稔尚



文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

伊勢湾における日米合同訓練の実施について

- (1) 12月16日に防衛省より三重県に対して情報提供があったものの、その事実を公表するなど県民に情報提供することもなく、必要な情報収集等を行わなかった理由を示されたい。また、県内における日米合同訓練の実施は、本年2月、12月と相次いでおり、県民の不安の増大も懸念されるが、県はどのように対応されるのか示されたい。
- (2) 従来の自衛隊単独による訓練から「日米合同訓練」となることに伴い、日米地位協定に従って訓練の決定過程のほか、訓練時や事故時の対応など国内法令が適用されない場合も考えられるが、どのような違いがあるのか具体的に示されたい。また、その上でどのような想定をする必要があると考えているのか認識を示されたい。
- (3) 本年12月の自衛隊と米海兵隊との実動訓練では、三重県防災対策部がその対応にあっていたが、今回の日米合同訓練にあたっては戦略企画部が対応する理由を示されたい。また、必要な情報収集等に向けて適切であるのか見解を示されたい。
- (4) 沖縄県をはじめ米軍基地を有する自治体においては、米軍による訓練等の情報収集と住民への情報提供、その他必要な関係機関への要請活動など迅速かつ積極的に行っているところであるが、これらの取り組みをどのように評価しているのか見解を示されたい。また、沖縄県をはじめとする米軍基地を有する自治体における基地対策への取り組みを調査し、日米地位協定の問題点への共通理解を深めることも合わせて、今後の三重県における米軍による訓練等への必要な対策に生かす必要があると考えるが見解を示されたい。

2 質問の趣旨及び理由

本年12月13日、海上自衛隊が設定する「伊勢湾掃海訓練海面」において、日米合同



訓練を実施するため、同海面を日米地位協定第2条第4項に基づき、期間中共同で使用することについて、日米合同委員会の承認が得られたことが明らかになったことから、本県の対応について質問する。

- 3 回答を求める者
知事